

福祉サービスの提供

差別の現況等	規定内容（案）	備 考
<p>福祉サービスの提供等の拒否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害があるうちの子が学童保育を申し込んだとき、親がついてこなければダメと言われた。共働きなので、ボランティアに頼みますと言ったらそれではダメだと言われ、学童保育にはいけなかった。 ・ 学童保育に受け入れてもらえないか頼みに行くと、所長から「そういう子（自閉症）だからこそ、母親がみなきゃいけないんじゃないの」と厳しい口調で言われた。 <p>本人の意思を無視した福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームヘルプサービスの移動介護に「身体介護」が伴うか伴わないかは、本人の知らないところで決められてしまう。また、当事者が必要である旨強力に主張しなければ決定に考慮されないことがある。 ・ 介護支援専門員が、ろうあ利用者と簡単な筆談をして、内容を理解したか確認しないまま計画を進めたり、家族と物事を決めてしまうケースがある。 ・ 金銭管理を施設職人に任せてあるが、本人が希望しないのに勝手に衣類を買ってきて、いらないといっても言うことを聞いてくれない。 	<p>福祉サービスの提供における差別の禁止</p> <p>主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスを提供する者 <p>禁止内容</p> <p>福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為</p> <p>障害者の意に反して、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制する行為</p> <p>除外内容</p> <p>障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合</p> <p>障害者総合支援法第5条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合</p>	<p>京都府条例 （不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止） 第6条 府及び事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項又は第8条第1項の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした不利益な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>(1) 障害者に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を提供する場合において、当該障害者に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、当該障害者に対して、同条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させ、又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。</p> <p>沖縄県条例 （福祉サービスの提供における差別の禁止） 第8条 福祉サービス（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス又はこれに類する福祉サービスをいう。以下同じ。）を提供する者は、障害のある人に福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為</p> <p>(2) 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強制する行為</p>

医療の提供

差別の現況等	規定内容（案）	備考
<p><u>医療の提供等の拒否</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害名や特徴を話してから受診するが、泣き暴れると診察できないと断られた。 ・ 大きな声をだす知的障害者が町の医療にかかったときに、「他の人に迷惑なので出て行って」と言われた。 ・ 聴覚障害者が一人（手話通訳同行なし）で受診したところ、「筆談のための時間がとれない」との理由で、手話通訳派遣の依頼もないままに受診を断られた。 <p><u>本人の意思に反した入院等の強制</u></p>	<p>医療の提供における差別の禁止</p> <p>主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師その他の医療従事者 <p>禁止内容</p> <p>医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為</p> <p>障害者の意に反して長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離する行為</p> <p>除外内容</p> <p>障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合</p> <p>法令に特別の定めがある場合</p>	<p>京都府条例 （不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止） 第 6 条 (3) 障害者に医療を提供する場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。 ア 当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。 イ 法令に特別の定めがある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。</p> <p>長崎県条例 （医療の提供における差別の禁止） 第 11 条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、医療を受けるよう強制してはならない。 2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>

商品の販売、サービスの提供

差別の現況等	規定内容（案）	備 考
<p>商品やサービスの提供等の拒否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害を持った方は、お客様の御迷惑になります」と言われ、飲食店の利用を断られた。 ・盲導犬使用者が観光施設に入ろうとした時、「犬を入れては困る」と言われた。 ・母親とドライブの途中で立ち寄ったスーパー銭湯で、フロントに「オストメイトですが、入浴します」と告げたところ、「困ります」とのことで入浴を断られた。 ・カード会社へ解約の申請について、電話による手話通訳を介しての会話では、本人確認ができないとわれ、FAXでの対応も断られた。 ・銀行の窓口で預金から他銀行に振り込む際に、自筆のサインを求められたので、行員に代筆をお願いしたところ、「自筆が原則」として拒絶された。最終的に、上司の立会いで手続きを終えた。 	<p>商品の販売及びサービスの提供における差別の禁止</p> <p>主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品及びサービスの提供を行う者 <p>禁止内容</p> <p>商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為</p> <p>除外内容</p> <p>障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがある場合その他の合理的な理由がある場合</p>	<p>京都府条例 （不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止） 第6条 (4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、当該障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>沖縄県条例 （サービスの提供等における差別の禁止） 第10条 サービスの提供又は商品の販売を行う者は、障害のある人にサービスを提供し、又は商品を販売する場合（第8条、前条及び第12条から第15条までに規定する場合を除く。）において、障害のある人に対して、障害を理由として、サービスの本質を著しく損なうこととなることその他の正当な理由がなく、サービスの提供又は商品の販売を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。</p>

労働及び雇用の促進

差別の現況等	規定内容（案）	備考
<p>募集及び採用の不利益な取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職活動に際して、自力での通勤ができないことを理由に採用を断られた。 ・事務職募集に応募しようとして問い合わせたら、「以前に雇った精神障害者が問題を起こしたので、今後は精神障害者を雇うつもりはない」と言われた。 <p>採用後の不利益な取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の朝礼、会議、研修、面談など、手話通訳をつけてくれる企業もあるが、手話通訳もなく、仕事のコミュニケーションも十分に伝わらないまま仕事をする聴覚障害者はまだまだいる。 ・障害をもつ人の意見も聞かずに、事業主が一方的にあれもこれもできないだろうと決めつける。 ・昇進のための社内研修等に手話通訳がつかない。 <p>退職の強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気（精神疾患）の状態が悪くて仕事が思いどおり進められず、それを病気が原因と言っても受けとめてもらえず、辞めざるを得なくなった。 ・難病患者であることを告知しては、なかなか採用まで到らない。隠して就職した場合、通院や体調不良を言い出しにくく、入院など長期に休むことになるかと解雇される。 	<p>労働及び雇用における差別の禁止</p> <p>主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主 <p>禁止内容</p> <p>応募若しくは採用を拒み、又は条件を課す行為 その他不利益な取扱いをする行為 賃金、労働時間その他の労働条件について、不利益な取扱いをする行為 正当な理由がなく、解雇し、又は退職を強要する行為</p> <p>除外内容</p> <p>本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他合理的な理由がある場合</p>	<p>京都府条例 第7条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。</p> <p>2 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>沖縄県条例 （雇用等における差別の禁止） 第11条 事業主は、障害のある人を労働者として雇用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>（1）労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、応募若しくは採用を拒み、又は条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為 （2）賃金、労働時間その他の労働条件について、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、不利益な取扱いをする行為 （3）本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、解雇し、又は退職を強制する行為</p> <p>改正障害者雇用促進法（H28.4 施行部分） （障害者に対する差別の禁止） 第三十四条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。</p> <p>第三十五条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。</p>

教育の提供

差別の現況等	規定内容（案）	備考
<p>進学先の決定等に伴う不利益な取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小、中、高校の入学の際、「何かあったときに困るから」といって、入学拒否された。高校では「たとえ試験で合格点あっても不合格にする」と言われた。 ・地元の普通高校へ進学を希望したが、肢体不自由にあわせた設備や職員配置ができないなどの理由で、特別支援学校高等部へ進学せざるを得なかった。 ・近くの幼稚園に行きたいと思ったが受け入れてくれなかった。そうすると普通学級にもいけないと自分で決めつけてしまう。 <p>学校生活における不利益な取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害児の地元小学校への入学に当たり、保護者の協力を求められ、付き添いを行っている。 ・聴覚障害児が30人クラスで授業を受けているが、手話や筆談など十分なコミュニケーション保障がなく、わからないまま学校生活を送っている。 ・食べられる食材が限られるので、弁当持参の許可を受けていたが、校長の異動により、お弁当はだめになった。 	<p>教育における差別の禁止</p> <p>主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員 <p>禁止内容</p> <p>障害者及びその保護者に対して、必要な情報提供等を行わないで、又は意見を十分に尊重せずに障害者が就学すべき学校を決定する行為</p> <p>障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じない行為</p> <p>除外内容</p> <p>なし</p>	<p>京都府条例 （不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止） 第6条 (5) 障害者に教育を行う場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。 ア 当該障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。 イ 当該障害者及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者が就学すべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。</p> <p>長崎県条例 （教育における差別の禁止） 第14条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 障害のある人及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）に対して必要な情報提供を行わないこと。 (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。 2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>

建物・公共交通機関の利用

差別の現況等	規定内容（案）	備 考
<p>公共交通機関等の利用における不利益な取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的な店舗はほとんど段差がある。 エレベーターについて、音声案内がないと視覚障害者は不便。また、聴覚障害者にとって、緊急時に外部と音声でしか連絡が取れないのは不安である。 聴覚障害者は電車の車内放送が聞こえず、降りたい駅がわからない。たまにドアの上に細長い液晶掲示板が付いているが、もっと各ドアの上につけてほしい。 居酒屋などで、車イスでも入れるバリアフリーの店は圧倒的に少ない。 障害者専用駐車場に、堂々と健常者が車を停めている。 タクシー乗り場や道でタクシーに乗ろうとしたところ、車椅子とわかれば乗車拒否される。 駅員が車いすの人がうなずくなどして答えていても、介助者に話しかける。 	<p>建物・公共交通機関の利用における差別の禁止</p> <p>主体</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者 公共交通事業者等 <p>禁止内容</p> <p>建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為</p> <p>除外内容</p> <p>建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合</p>	<p>京都府条例 （不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止） 第 6 条 (6) 多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害者の利用に供する場合において、当該障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>鹿児島県条例 （公共的施設及び交通機関の利用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止） 第 14 条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物、施設又は設備（以下「公共的施設」という。）の所有者、管理者又は占有者は、その公共的施設を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 4 号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、その管理する旅客施設（同条第 5 号に規定する旅客施設をいう。）又は車両等（同条第 7 号に規定する車両等をいう。）を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>

不動産の取引

差別の現況等	規定内容（案）	備 考
<p>不動産取引の拒否等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間のアパートを探していたら、障害者はどんなことが起こるかわからないので、貸せないと断られた。 ・ 視覚障害であることを理由に、アパート等への入居に際して、なかなか契約に至らなかった。 ・ 引越先を探す支援をしていて、「精神障害」という言葉が出た瞬間に、不動産業者から断られた。（精神） ・ 知的障害者がケアホームを出て1人暮らしをしようとして、マンションを探したが、多くの大家に知的障害を理由に入居を断られた。 ・ グループホームのために、一戸建ての借用手続きを開始し、大家さんの了解を概ね得ていたが、他の親族から、障害者施設にしたら建物価値が下がるという理由で断られた。 	<p>不動産取引における差別の禁止</p> <p>主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産の売買、交換又は賃貸借その他不動産取引を行おうとする者 <p>禁止内容</p> <p>不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為</p> <p>除外内容</p> <p>建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合</p>	<p>京都府条例 （不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止）</p> <p>第6条 (7) 不動産の取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>長崎県条例 （不動産取引における差別の禁止）</p> <p>第17条 不動産の売買、交換又は賃貸借その他の不動産取引（以下「不動産取引」という。）を行おうとする者は、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、不動産取引契約の締結に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>

情報の提供

差別の現況等	規定内容（案）	備 考
<p>情報提供における不利益な取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧板などみんなに伝える情報について、知的障害のある人は分からないだろうと判断して、本人の意向を確認しないまま、情報提供をしない。 ・ 購入物品のトラブル、修理の問合せ、行政からの案内等の問合せや申込みの連絡手法がほとんど電話になっており、FAXやメールが使えない。 ・ 市からの手紙の意味が分かりにくいので、漢字にふりがなをふってほしい。 ・ 市の主催行事で要約筆記の必要なものは事前に申込みが必要なものが多い。当日や近々になって行きたいと思っても、情報保障がなく、行くことができない。 	<p>情報の提供における差別の禁止</p> <p>主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の者に対して情報の提供を又は発信を行う者 <p>禁止内容</p> <p>情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為</p> <p>除外内容</p> <p>情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合</p>	<p>京都府条例 （不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止） 第 6 条 (8) 障害者に情報を提供し、又は障害者から情報の提供を受ける場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。 ア 当該障害者から情報の提供を求められた場合において、当該障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>長崎県条例 （情報の提供等における差別の禁止） 第 18 条 多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けられることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該情報の提供又は発信に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>

意思表示の受領

差別の現況等	規定内容（案）	備考
<p>意思表示に対する拒否等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議でみんなが名乗らず意見を言っていたら、視覚障害者から「誰が何を言っているのか分からない」と言われた。 ・ 講演会で、主催者側に手話通訳を配慮してほしい旨を伝えたら断られた。 ・ 視覚障害なので、公的な会議に参加する前には、テキストデータ等の私に読める資料の提供をお願いしているが、印刷物の資料しか配られない。 	<p>意思表示の受領における差別の禁止</p> <p>主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者から意思の表明を受けようとする者 <p>禁止内容</p> <p>意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為</p> <p>除外内容</p> <p>障害者が選択した意思表示の方法によっては当該障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合</p>	<p>京都府条例 （不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止） 第6条 (8) 障害者に情報を提供し、又は障害者から情報の提供を受ける場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。 イ 当該障害者が意思を表示する場合において、当該障害者に対して、当該障害者が選択した意思表示の方法によっては当該障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>長崎県条例 （意思表示の受領における差別の禁止） 第19条 障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該意思表示を受けることに関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>沖縄県条例 （意思表示の受領における差別の禁止） 第16条 障害のある人から意思の表明を受けようとする者は、当該障害のある人に対して、障害を理由として、当該障害のある人が選択した意思の表明の方法によっては表明しようとする意思を確認することに著しい支障のあることその他の正当な理由がなく、意思の表明を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。</p>